

## 第5章 監視

災害廃棄物を受け入れるにあたっては、放射性物質等の監視を厳格に行うことで、市民の安全・安心を確保できることから、焼却施設や埋立場及び施設周辺の常時監視等を実施するとともに、測定データの情報を適切に公開することが重要である。

さらに、作業者の安全性がわかるように作業環境の測定データを表示することも必要である。

測定にあたっては、詳細なマニュアルを整備し、十分な精度管理を行うものとする。

表5 受入れに伴う監視

監視対象		測定項目	検体数	頻度
被災地	二次仮置場における 受入れ対象災害廃棄物	放射能濃度	各種1	1回/月
		遮蔽線量率		都度 (コンテナごと)
	災害廃棄物を積み込んだ コンテナ	空間線量率	全車両	都度
焼却施設	運転中の焼却炉の排ガス (ろ紙部・ドレン部・活性炭部)	放射能濃度	各炉1	1回/月
	運転中の焼却炉の焼却灰	放射能濃度	各炉1	1回/月
	飛灰発生時における固化灰	放射能濃度	1	1回/月
	排水処理水	放射能濃度	1	1回/月
	搬出時の固化灰(飛灰)	空間線量率	1	1回/週
	敷地境界	空間線量率	4ヶ所程度	1回/週
	日常作業環境	空間線量率	4ヶ所程度	1回/週
埋立場	内部点検前の機器等	空間線量率	10ヶ所程度	1回
	敷地境界	空間線量率	12ヶ所程度	1回/週
	埋立地周辺	空間線量率	4ヶ所程度	1回/週
	埋立場周辺地下水	放射能濃度	上下流各1	1回/年
	当該埋立地浸出水	放射能濃度	1	当面1回/年
	浸出液処理施設処理水	放射能濃度	2	1回/年
浸出液処理汚泥	放射能濃度	1	1回/年	

周辺住民の安心を得るためには、施設周辺にリアルタイムで空間線量率を表示する連続測定器を設置するなど、住民が自分の目で安全を確認できるようにすることが望ましい。

## 監視のまとめ

本検討会では、市民の安全・安心の確保に向けて、国の基準（平成 24 年環境省告示第 76 号による基準）に加え金沢市独自の追加措置を実施するとともに、周辺地域での常時監視や測定データ等の情報を適切に公開するなど「安全が見えること」が重要であると考えます。

### ● 被災地における監視

（国の基準）

- ・ 一次仮置場において種類ごとの放射能濃度を測定する。
- ・ 二次仮置場から搬出する際に、災害廃棄物周辺の空間線量率がバックグラウンドの空間線量率より有意に高くないことを確認する。

↓（追加措置）

- ・ より信頼度の高いデータで受入可否を判断するために、二次仮置場において分別後の対象物ごとの放射能濃度を月 1 回測定する。
- ・ 搬出時にコンテナ単位で遮蔽線量率を測定し、濃度測定を補完する。

### ● 焼却施設における監視

（国の基準）

- ・ 排ガス、焼却灰等の放射能濃度を月 1 回程度測定する。

↓（追加措置）

- ・ 処理水についても放射能濃度を月 1 回程度測定する。

（国の基準）

- ・ 敷地境界における空間線量率を週 1 回程度測定する。

↓（追加措置）

- ・ 濃縮率の高い固化灰（飛灰）については空間線量率を週 1 回程度測定し、濃度測定を補完する。
- ・ 日常の作業環境を把握するために、施設内において、排ガス処理・飛灰処理装置などの周辺の空間線量率を月 1 回程度測定し、施設内に表示する。
- ・ 休炉時の作業環境を把握するために、内部作業前に集じん装置内部など放射線量が高いと予測される内部作業場所の空間線量率を測定する。

● 埋立場における監視

(国の基準)

- ・埋立前の災害廃棄物の放射能濃度を月 1 回程度測定する。
- ・敷地境界における空間線量率を週 1 回程度測定する。

↓ (追加措置)

- ・日常の作業環境を把握するために、実際の埋立場所における空間線量率を週 1 回程度測定する。
- ・埋立地からの浸出液への短絡回路がないことを確認するために、当面は、浸出液の放射能濃度を月 1 回程度測定する。
- ・経年的な溶出がないことを確認するために、地下水、浸出液、処理水、処理汚泥の放射能濃度を年 1 回程度継続的に測定する。

● 周辺環境における監視

- ・周辺住民が自分の目で安全を確認できるよう、随時空間線量率を表示する連続測定器を設置する。